

【令和8年度採用】

しそ 宍粟市職員採用試験案内



それぞれの思いを胸に…

まち

さあ、この宍粟で一緒に働こう

募集職種

自動車運転員兼調理員

受付期間

令和7年11月14日（金）～12月12日（金）

1次試験日

令和8年1月18日（日）

試験会場

宍粟市役所（宍粟市山崎町中広瀬133番地6）

1 募集内容（職種・受験資格・採用予定人数等）

職種区分	採用予定人数	受験資格
自動車運転員 兼調理員	若干名	次の要件をすべて満たす人 ① 昭和60年4月2日以降に生まれた人 （令和8年4月1日における年齢が40歳までの人） ② 下記のどちらかの自動車運転免許を有する人 （注）オートマ限定免許は不可 平成29年3月11日以前免許取得の場合：普通免許 平成29年3月12日以降免許取得の場合：準中型免許 （令和8年3月末までに免許を取得する見込みの人を含む）

【注意事項】

- （1） 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれかに該当する人は、受験できません。
- （2） 受験申込は、1職種に限ります。また、受験後の職種変更はできません。
- （3） 合格基準に満たない場合は不合格とするため、合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。
- （4） 合格発表後に受験資格に該当しない事実が発覚した場合は、合格を取り消します。

【参考】地方公務員法第16条（欠格条項）とは

1. 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 受験申込手続

受付期間	令和7年11月14日（金）～12月12日（金） ※直接持ち込む場合は、平日の8時30分から17時15分までの受付となります。 ※郵送による申込みの場合は、12月12日までの到着分を有効とします。 ※インターネット（LoGoフォーム）による申込みの場合、11月14日8時30分から12月12日17時15分になる前までの受信が受付有効となります。12月12日17時15分以降の受付はできませんので余裕をもってお申込みください。
申 込 先 （受付場所）	<u>紙での申込みの場合</u> 宍粟市役所 総務部総務課（本庁舎3階） 所在地：〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地6 電話番号：0790-63-3000（内線337） <u>インターネット（LoGoフォーム）での申込みの場合（受付期間内にアクセス可）</u> 右のQRコードから専用フォームにて申込みください。専用フォームへは市公式サイト「職員採用試験案内」のページからもアクセスできます。申込みが受け付けられた場合、「受付完了」のメールが登録されたメールアドレス宛に自動送信されますので、「@logoform.jp」からのメールを受信できるようにしてください。メールが届かない場合は、総務課まで連絡ください。  ※システムが混み合うことにより、申請に時間がかかることがありますので、余裕をもって早めに申込みください。 ※使用されるパソコン等や通信回線上の障害等によるトラブルに関しては、一切責任を負いません。
提出書類	① 受験申込書 ② 自己PRカード ③ 受験票（紙での申込みの場合のみ） ※①～③は、すべて本市所定の様式に記入すること。 ※インターネット（LoGoフォーム）での申込みの場合は、①②の内容を入力いただき、③受験票は受付完了後に後日、総務課から郵送します。 ③ 最終学歴の卒業証明書又は卒業証書の写し（在学中の方は卒業見込証明書） ⑥ 運転免許証の写し ※マイナ免許証の場合、登録情報の分かる画像または書類の写し

<注意事項>

- 提出書類をインターネット等によりダウンロードした場合には、白色でA4サイズの紙に印刷し、黒ボールペンを用いて記入してください。（紙での申込みの場合）
- すべての欄（※欄を除く）に漏れなく記入し、口の中には該当するものに✓（チェック）をつけてください。（紙での申込みの場合）
- 現住所欄及び通知の際の連絡先欄は、寮、アパートなどの場合にはその名称、室番号まで、下宿などに居住している場合には同居先（〇〇様方）を必ず記入してください。
- 写真（縦4cm×横3cm、上半身無帽、正面、申込前3か月以内に撮影したもの）を受験申込書と受験票に貼って提出してください。インターネット（LoGoフォーム）での申込みの場合は、写真のデータを添付してください。
- 受験に際しての提出書類は、結果にかかわらずお返ししません。申込受付後に受験票をお渡し（郵送）しますので、受験当日必ず持参してください。
- 障がいのある人で試験時に合理的配慮を必要とする場合は、可能な範囲で対応しますので申込

時に申し出てください。その場合、試験日程が変更になることがあります。

3 試験日時・場所・方法等

	日時・内容・説明等
試験日	令和8年1月18日（日）
受付時間	午前8時30分～午前8時50分 （注意）受付時間は厳守のこと。原則として遅刻は認めません。
試験時間	午前9時～正午（終了時刻は予定で受験者数により前後します。）
試験会場	穴栗市役所 電話番号 0790-63-3000 所在地 穴栗市山崎町中広瀬133番地6
試験当日 持参するもの	（1）受験票（ <u>写真を貼ったもの</u> ） 注意・受験票がないと受験できません。 ・受験票に写真がないもの及び本人確認できない写真が貼ってある場合は、受験できません。 （2）筆記具（HBの鉛筆またはシャープペン、消しゴム） （3）エプロン （4）時計が必要な方は各自で持参してください。 なお、時計は時計機能だけのものに限りません。携帯電話を時計として使用することは認めません。
試験内容	試験内容
	（1）実技試験 20分 調理員としての必要な技能等について確認するための試験 （2）個別面接試験 15分 市が求める人材であるかを確認するための試験
可否通知	令和8年2月上旬から2月中旬に郵送により通知します。

4 合格発表から採用までの流れ

- （1）試験合格者は、採用候補者名簿に登載し、健康診断証明書（市所定の様式に病院で証明を受けたもの）を提出いただき、その結果、勤務に支障がないと認められたときは、令和8年4月1日に採用の予定です。
- （2）採用候補者名簿は、令和9年3月31日まで有効です。なお、有効期間内に必ず採用が行われるものではありません。
- （3）必要に応じて、受験資格の有無、受験申込書記入事項について、証明書などで確認します。受験申込書類の記入内容に虚偽または不正があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- （4）採用決定を受けた人が、令和8年3月31日までに採用に必要な資格・免許が取得できない場合は採用候補者名簿から削除します。

5 給与・福利厚生等

(1) 給料（初任給）

区 分	金 額（R8.4.1予定）
18歳	206,960円
25歳	244,816円
35歳	273,832円

※令和8年4月1日予定の初任給に地域手当を加算した金額です。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当等を宍粟市職員の給与に関する条例・規則の規定により支給します。

(3) 休暇等

年次有給休暇（20日）及び特別休暇として夏季休暇（5日）、病気休暇、看護等休暇、介護休暇、産前産後休暇、結婚休暇、忌引休暇などの各種休暇制度がありますので、安心して働くことができます。

育児のための休暇が充実しています！ ～男性育児休業と子の看護等休暇～

年次有給休暇の取得率、育児休業取得率が上昇しています！

令和6年度の男性育児休業取得率は58.8%となり、平均取得期間も5か月と、かなり育児休業を取得しやすい職場環境となっています。

子の看護等休暇の対象を拡大しました！

子どもの病気（風邪）や予防接種、健診、入学（園）式などのときに取得できる特別の休暇（上限10日）

令和5年度まで	令和6年度	令和7年度以降
小学校に入学するまでの子が対象	中学校に入学するまでの子に対象拡大	子どもの入園式や入学式に出席することについて取得要件を拡大

(4) 福利厚生

兵庫県市町村職員共済組合や兵庫県市町村職員互助会に加入します。健康保険や年金等の制度や各種給付金・手当金等の制度も充実しています。

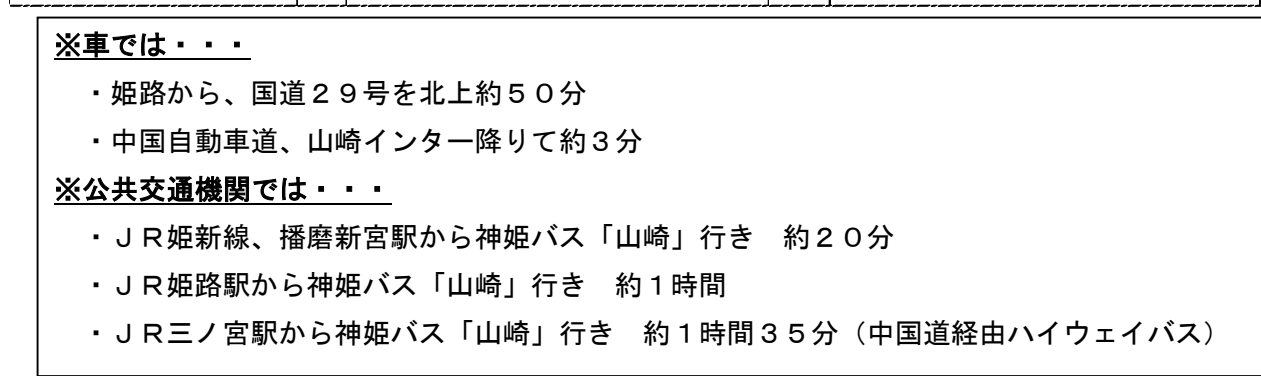
(5) 退職金

兵庫県市町村職員退職手当組合に加入し、同組合の規定に基づき退職時に退職手当が支給されます。

6 試験結果の開示

この試験の結果は、個人情報の保護に関する法律第69条第2項の規定により、下表のとおり口頭で開示請求することができます。なお、電話やはがきによる請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする写真付きの書類（マイナンバーカード、運転免許証など）を持参のうえ、受験者本人が直接お越しください。

試験区分	開示請求 できる人	開示内容	開示期間 (閉庁日を除く)	請求先及び 開示場所
試 験	不合格者	総合順位	合否通知発送の日か ら1 か月間	宍粟市役所 本庁舎（3階） 総務部総務課



大栗市役所 総務部 総務課
 住所 大栗市山崎町中広瀬 133 番地 6
 TEL 0790-63-3000